

第 期 年 月 日から 業務報告書
年 月 日まで
財務(支)局長 殿

年 月 日提出
監査法人名
所 在 地
代 表 者

一. 業 務 の 概 況

- 1. 説明書類に記載すべき事項
- 2. 業務の内容

(1) 監査証明業務

種別	被監査会社等数	対前年度増減	備考
① 金商法・会社法監査	()社	()社	
② 金商法監査	()	()	
③ 会社法監査	()	()	
④ 学校法人監査			
⑤ 労働組合監査			
⑥ その他の法定監査	()	()	
⑦ その他の任意監査			
計	()	()	

(2) 非監査証明業務

区分	対象会社等数	対前年度増減	収入金額	備考
大会社等	社	社	千円	
その他の会社等				
その他	――	――		

(3) 実務補習の業務

実務補習人員数			備考
修了者	補習中の者	合計	
人	人	人	

(4) 関係会社等の状況

名称	代表者名	所在地	出資金 又は 資本金	売上高	所有割合	事業の 内容
			百万円	百万円	% () []	
					() []	

3. 審査の状況

項目	内容
審査担当責任者	
審査担当者数	
審査対象の範囲	

審査方法等

(1) 審査方式の種別	①コンカリング・レビュー・パートナー方式 ②会議体方式 ③その他()
(2) 審査を行う基準及び 具体的な方法等	
(3) 意見が不一致の場合 の調整方法	
(4) 重点審査項目	

(審査体制の組織図)

4. 監査業務の定期的検証の状況

項目	内容
検証担当責任者	
検証担当者数	
検証範囲及びその決定方法	
検証実施件数	
検証方法	
重点検証項目	
検証結果概要	

5. 外国会計事務所及び他の監査法人との提携状況

提携先外国会計事務所等名	提携年月日	提携の内容	当会計年度中の主な実績

(備 考)

外国会計事務所への社員、使用人派遣状況

派 遣 先					目的及び期間
外国会計事務所名	所在地	社員	使用人		
			公認会計士	公認会計士試験合格者等	

6. 公認会計士との提携状況

提携する公認会計士の氏名	提携年月日	提携の内容	当会計年度中の主な実績

7. 賠償責任保険の加入状況

保険の名称	契約年月日	保険金額	引受けを行う者の商号又は名称	当該会計年度中の保険料
		千円		千円
備考				

8. 訴訟事件の概要

二. 社員、使用人等の概況

1. 社員、使用人等の状況

	社員		顧問 相談役等	使用人				
		代表社員			公認会計士	公認会計士試験合格者等	監査補助職員	その他の事務職員等
人 数	人 ()	人	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()
平 均 年 齢	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳
前 年 度 増 減	人	人	人	人	人	人	人	人

備 考

定年制、退職金制度及び年金制度の状況

定年制			退職金制度		年金制度	
対象別	定年年齢	当会計年度中の定年退職者数	対象別	概要	対象別	概要
	歳	人				

研修の実施状況

三．事務所の概況

事務所名	所在地	設置年月日	備考
(主)			
(従)			
計 総事務所数_____カ所			

事務所名	社員数		顧 問 相談役 等 数	使用人数				計
	公認 会計士	特定 社員		公認 会計士	公認会計 士試験合 格者等	監査補助 職員	その他の 事務職員 等	
(主)	人 < > []	人	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人
(従)	< > []	[]	()	()	()	()	()	
	< > []	[]	()	()	()	()	()	
計	< > []	[]	()	()	()	()	()	

事務所名	被監査会社等数							備考
	金商法・ 会社法監 査	金商法 監査	会社法 監査	学校法人 監査	労働組合 監査	その他の 法定監査	その 他 の 任意監査	
(主)	社 ()	社 ()	社 ()	社	社	社 ()	社	
(従)	()	()	()			()		

計	()	()	()			()		
---	-----	-----	-----	--	--	-----	--	--

四．被監査会社等の内訳

1. 大会社等

(単位 百万円)

被監査会社等の名称	決算期	資本金	業務執行社員	共同監査人	備考
金商法・会社法監査 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 計 社					
金商法監査 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 計 社					
会社法監査 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 計 社					
その他の法定監査 ・ ・ ・ ・ ・ 計 社					
合計					

2. その他の会社等

(単位 百万円)

被監査会社等の名称	決算期	資本金	業務執行社員	共同監査人	備考
金商法・会社法監査 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 計 社					
金商法監査 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 計 社					
会社法監査 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 計 社					
学校法人監査 ・ ・ ・ ・ ・ 計 社					

労働組合監査 ・ ・ ・ ・ ・ 計 社					
その他の法定監査 ・ ・ ・ ・ ・ 計 社					
その他の任意監査 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 計 社					
合計					

五. その他

(記載上の注意)

一. 業務の概況

1. 説明書類に記載すべき事項

公認会計士法(昭和23年法律第103号。以下「法」という。)第34条の16の3第1項に規定する説明書類に記載すべき事項を記載すること。ただし、当該説明書類を添付する場合には、記載を要さない。

2. 業務の内容

(1) 監査証明業務

- a. 当会計年度末現在の被監査会社等の数を記載すること。なお、大会社等(法第24条の2に規定する「大会社等」をいう。以下同じ。)の数を()に内書きで記載すること。
- b. 「対前年度増減」欄は、前年度からの増減数を記載すること。なお、減の場合は、▲を付すこと。
- c. この様式において「金商法・会社法監査」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。以下「金商法」という。)及び会社法(平成17年法律第86号)第396条第1項に基づく監査をいう。
- d. この様式において「金商法監査」とは、金商法に基づく監査で金商法・会社法監査以外のものをいう。
- e. この様式において「会社法監査」とは、会社法第396条第1項に基づく監査で金商法・会社法監査以外のものをいう。
- f. この様式において「学校法人監査」とは、私立学校振興助成法(昭和50年法律第61号)に基づく監査をいう。
- g. この様式において「労働組合監査」とは、労働組合法(昭和24年法律第174号)に基づく監査をいう。
- h. この様式において「その他の法定監査」とは、法律に基づく監査のうちcからgまでに含まれない監査をいう。なお、「被監査会社等数」欄における大会社等の内訳について、銀行、保険会社、独立行政法人、国立大学法人等、地方独立行政

法人及びその他に区分して、その数を備考欄に記載すること。

- i. この様式において「その他の任意監査」とは、法律に基づかない監査をいう。

(2) 非監査証明業務

非監査証明業務について、大会社等に対して行った業務、その他の会社等に対して行った業務及びこれら以外の出版その他の業務に区分して記載すること。

(3) 実務補習の業務

実務補習を当会計年度中において取り止めた者がある場合には、その人数及び理由を「備考」欄に記載すること。

(4) 関係会社等の状況

- a. この場合における関係会社等とは、公認会計士法施行令(昭和27年政令第343号。以下「令」という。)第7条第2項に規定する関係会社等をいう。

- b. 当会計年度に係る監査法人の関係会社等について、親会社等、子会社等、関連会社等及びその他の関係会社等に分けて、その名称、代表者名、所在地、出資金又は資本金、売上高、議決権に対する監査法人の(被)所有割合及び事業の内容を記載すること。ただし、重要性の乏しい関係会社等については、その社数のみを記載することに止めることができる。

- c. 関係会社等の議決権に対する監査法人の所有割合については、監査法人の他の子会社等による間接所有の議決権がある場合には、当該関係会社等の議決権の総数に対する監査法人及び当該他の子会社等が所有する当該関係会社等の議決権の合計の割合を記載するとともに、間接所有の議決権の合計の割合を()内に内書きとして記載すること。なお、親会社等及びその他の関係会社等についても、これに準じて記載すること。

- d. 自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係にあることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が存在することにより、子会社等又は関連会社等として判定された会社等がある場合には、これらの者が所有する議決権の割合を併せて[]内に外書きとして記載すること。なお、親会社等及びその他の関係会社等についても、これに準じて記載すること。

3. 審査の状況

- a. 審査(第9条第3項第2号に規定する審査をいう。以下同じ。)を目的とする機関について、各項目毎に内容を記載すること。

- b. 「審査対象の範囲」欄については、審査が必要とされる監査契約の種別を記載すること。

- c. この様式において、「コンカリング・レビュー・パートナー方式」とは、審査について会議体方式をとらず、審査対象となる監査証明に係る業務執行社員(被監査会社等の財務諸表等の監査証明に係る業務を執行し、当該監査証明に係る証明書に署名(電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第2条第1項の電子署名を含む。))をした社員をいう。以下同じ。)以外の特定の社員により審査を行う方式をいう。

なお、「審査方式の種別」欄においては、該当する審査方式を○で囲むもの

とし、「③その他」に該当する場合には、その概要を()内に簡潔に記載すること。

4. 監査業務の定期的検証の状況

監査法人としての業務の品質の管理に関する方針と手続が適切に策定され、効果的に運用されていることを当該監査法人が確かめる措置の状況について記載すること。

5. 外国会計事務所及び他の監査法人との提携状況

- a. 監査証明業務、財務に関する相談業務等について外国会計事務所(外国で監査証明業務、財務に関する相談業務等を営む者(公認会計士及び監査法人を除く。))をいう。以下同じ。)又は他の監査法人と提携している場合には、その提携先、提携(契約)年月日、提携の内容について具体的に記載すること。
- b. 「当会計年度中の主な実績」欄には、研修会の開催、顧客の紹介等業務提携の主な実績を具体的に記載すること。
- c. 当会計年度末現在において外国会計事務所へ社員又は使用人を派遣している場合は、「備考」欄に派遣先等を記載すること。なお、外国会計事務所の在日事務所への派遣についても記載すること。

6. 公認会計士との提携状況

- a. 公認会計士(大会社等の財務書類について監査証明業務を行ったもの及び登録上場会社等監査人であるものを除く。)と業務上の提携を行っている場合には、その提携先、提携(契約)年月日、提携の内容について具体的に記載すること。
- b. 「当会計年度中の主な実績」欄には、研修会の開催、顧客の紹介等業務提携の主な実績を具体的に記載すること。

7. 賠償責任保険の加入状況

監査法人が、監査証明業務及び非監査証明業務に関する賠償責任保険に加入している場合に記載すること。

8. 訴訟事件の概要

当該会計年度においてその業務に関する訴訟事件がある場合には、当該訴訟事件の概要を記載すること。

二. 社員、使用人等の概況

1. 社員、使用人等の状況

- a. 当会計年度末現在の社員、使用人等の状況について記載すること。
- b. この様式において「代表社員」とは、監査法人を代表すべき社員を定款上特に定めている場合における当該社員をいう。
- c. この様式において「顧問、相談役等」とは、社員以外の者で、顧問、相談役その他これらに準ずる地位にある者をいう。
- d. この様式において「監査補助職員」とは、公認会計士及び公認会計士試験合格者等以外の者で、社員が行う監査業務を補助している者をいう。
- e. この様式において「その他の事務職員等」とは、公認会計士、公認会計士試験合格者等及び監査補助職員以外の使用人をいう。
- f. 社員のうち、当会計年度末現在で、公認会計士の登録を受けた後3年以上監査

証明業務に従事している者の数を< >内書すること。

g. 非常勤職員がいる場合には、()外書すること。

h. 平均年齢は、当会計年度末現在の満年齢によること。

i. 定年制、退職金制度及び年金制度を設けている場合には、「備考」欄にその概要を社員と使用人に分けて記載のこと。

(研修の実施状況)

当会計年度において、社員及び使用人を対象に当該監査法人が主催した研修会について、その主なものについて記載すること。

2. 役員の状況

a. 当会計年度末現在、法人の運営を担当する主な社員について記載すること。なお、特に担当者を定めていない場合で、代表社員がいる場合は、代表社員について記載すること。また、提出日現在までの間に異動等があった場合には、その概要を「備考」欄に記載すること。

b. 「略歴」欄には、最終学歴、公認会計士試験の合格年月日、公認会計士登録年月日又は特定社員登録年月日、監査法人加入年月日、現職就任年月日等を記載すること。

(顧問、相談役等の状況)

「社員、使用人等の状況」において「顧問、相談役等」を記載した場合には、氏名、役職名等を記入すること。

三. 事務所の概況

a. 「備考」欄には、事務所の業務を統括する者の氏名を記載すること。

b. 当会計年度末現在の社員、使用人等の状況について記載すること。

c. 社員のうち、当会計年度末現在で、公認会計士の登録を受けた後3年以上監査証明業務に従事している者の数を< >内書すること。

d. 代表社員がいる場合は、該当箇所に〔 〕内書すること。

e. 非常勤職員がいる場合には、()外書すること。

f. 被監査会社等数については各監査契約の種別欄に大会社等の数を()内書すること。

四. 被監査会社等の内訳

a. 個別財務諸表について記載すること。

b. 「大会社等」と「その他の会社等」に区分して記載すること。なお、令第8条の規定により負債の金額の合計額が1,000億円以上となることにより大会社等に該当することとなった被監査会社等及び令第9条第1号ロの規定により負債の金額の合計額が200億円以上となることにより大会社等に該当することとなった被監査会社等については、備考欄に当該負債の金額の合計額を記載すること。

基準売上高(令第9条第1号イの規定により最終事業年度に係る損益計算書による売上高(これに準ずるものとして第7条に規定するものを含む。以下同じ。)の額若しくは直近3年間に終了した各事業年度に係る損益計算書による売上高の額の合計額を3で除して得た額のうちいずれか大きい方の額をいう。)が10億円未満であることにより大会社等に該当しないこととなった被監査会社等については、

「その他の会社等」の備考欄に当該基準売上高を記載すること。

- c. 資本金は確定している直近決算期の額を記載すること。
- d. 連結財務諸表が作成されているときに、業務執行社員について個別財務諸表と異なる場合には、備考欄に異なる業務執行社員の状況について記載すること。なお、当該被監査会社等について法第34条の10の4第2項に規定する指定証明である場合には備考欄に「指定」、法第34条の10の5第2項に規定する特定証明である場合には備考欄に「特定」と記載すること。
- e. 連結財務諸表を海外向けに提出している場合には、備考欄に国名、具体的な提出先及び署名者を記載すること。
- f. 当会計年度中において監査契約を解除した会社については、被監査会社等の名称及び備考欄に「契約解除」と記載するとともに解除理由についても記載すること。
- g. 当会計年度中において新たに監査契約を締結した場合には、備考欄に「新規契約」と記載すること。
- h. 学校法人監査の資本金欄は貸借対照表上の純資産額を記載すること。
- i. その他の法定監査については、銀行、保険会社、独立行政法人、国立大学法人等、地方独立行政法人及びその他に区分して記載すること。

五. その他

1. 氏名

(1) 監査法人の社員の氏名

第20条第1項の届出書若しくは第21条第1項の届出書又は第60条の申請書若しくは第65条第1項の変更登録申請書に旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の13に規定する旧氏をいう。以下1において同じ。)及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨の届出書又は変更登録申請書を提出するまでの間、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

(2) (1)に掲げる者以外の者の氏名

氏を改めた者においては、旧氏及び名を氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

2. 添付書類

監査法人の組織図を添付すること。また、海外の規制当局等に提出した資料等がある場合には、これを添付すること。